

.....

日本放送協会 理事会議事録

(2022年 6月14日開催分)

2022年 7月 1日(金)公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2022年 6月14日(火) 午前10時30分～10時50分

<出席者>

前田会長、正籬副会長、林専務理事、板野専務理事、
小池専務理事、伊藤専務理事、児玉理事・技師長、中嶋理事、
熊埜御堂理事、山内理事、安保理事、山名理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

前田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) インターネット活用業務実施基準の変更について
- (2) 必要に応じて置く職位に関する規程の改正について
- (3) 職務権限事項の改正について
- (4) 就業規則等の一部改正および新設について

2 報告事項

- (1) 令和3年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて
- (2) 「第26回参議院議員通常選挙」に伴う政見・経歴放送の編成計画および実施体制について
- (3) 放送番組審議会議事録（資料）

3 審議事項

- (5) 第1402回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

- (1) インターネット活用業務実施基準の変更について
(経営企画局)

インターネット活用業務の実施基準（以下、「実施基準」）の変更について、審議をお願いします。

在外邦人に向けたテレビ番組のサービスとして、外国の放送事業者を通じて「NHKワールド・プレミアム」を提供していますが、メディア環境が変化し、世界的に放送による多チャンネルサービスの利用者は減少傾向にあります。その中、放送事業者がインターネット事業に進出・転換する例が相次ぎ、放送による多チャンネルサービスをやめる放送事業者も出てきました。そこで放送事業者だけでなく、インターネットで動画配信サービスを実施している事業者に対しても、「NHKワールド・プレミアム」を提供し、将来も在外邦人がNHKの放送番組を視聴できる環境を維持・拡充していきたいと考えています。

このため、実施基準を変更します。「3号受信料財源業務」の新たな業務として規定し、あわせて「1億円を超えない」としていた3号受信料財源業務の費用を「5億円を超えない」と改めます。

これまでの「3号受信料財源業務」は、NHKは提供先の事業者番組を無料で提供し、相手の事業者も利用者に無料のサービスで提供してもらうことにしていました。「NHKワールド・プレミアム」の提供は、在外邦人に安心・安全情報を届けるため、利用者にとって低廉で使いやすいサービスを提供するものですが、無料のサービスに限定すると

提供先の事業者が限られるため、この業務に限っては有料サービスに提供してよいことにします。さらに、有料サービスで利益を得る相手先の事業者にも一定の負担をしてもらう、NHKが対価をいただける、ということにします。現在、放送事業者に提供している「NHKワールド・プレミアム」のスキームと同じです。

附則では、施行日を2023年4月1日とするほか、あわせて、すでに役割を終えた時限的な規定を削除します。

本件が了承されれば、本日開催の第1402回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1402回経営委員会に諮ります。

(2) 必要に応じて置く職位に関する規程の改正について

(人事局)

「必要に応じて置く職位に関する規程」の改正について、審議をお願いします。

同規程は円滑に業務を実施することを目的に、必要に応じて置く職位について、職群ごとに使用する職位を定義しています。今回、一部の職位について、職群を変更する改正となります。内容としては、「解説副委員長」をTM（トップマネジメント）職群からQ（品質・業務管理）職群へ、「医長」をQ（品質・業務管理）職群からM（マネジメント）職群へ変更します。

本件が決定されれば、2022年7月1日付で施行します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) 職務権限事項の改正について

(経営企画局)

組織改正等に伴う職務権限事項の改正について、審議をお願いします。

1点目は、地域改革支援局、人事局、地域放送局など、組織改正に伴う職務権限事項の改正です。

2点目は、経理業務など、業務集約や体制見直し等に伴う職務権限事項の改正です。

3点目は、必要に応じて置く職位に関する規程の見直しとあわせて、職務権限行使者の区分を一部修正します。

今回の改正の実施時期は2022年7月1日ですが、九州・沖縄管内の経理業務の一部集約は8月1日の実施となります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(4) 就業規則等の一部改正および新設について

(人事局)

就業規則等の一部改正および新設について、審議をお願いします。

主な改正内容は、「定年延長」、「退職給付制度の見直し」、「アソシエイトの新設」、「出生時育休の新設」、「妻出産休暇の改称」および「試用期間の見直し」です。

まず、「定年延長」です。1972年4月1日以降に生まれた職員は、定年を65歳とします。また、定年期間中も基本給の改定を行うこととします。

2つ目は、「退職給付制度の見直し」です。年金支給の開始年齢を、定年を延長する世代は65歳へ引き上げることなどを見直します。

3つ目は、「アソシエイトの新設」です。再雇用制度とは別に、55歳以上の希望する職員について、アソシエイトまたはキャリアパートナーとして契約します。アソシエイトは、雇用型契約職員をベースに制度設計をしました。キャリアパートナーは、制度としては基本的に再雇用制度と同様です。

4つ目は、「出生時育休の新設」です。10月に育児・介護休業法の改正が施行されることに伴い、従来の育休に加えて、出生時育休を整備します。

5つ目は、「妻出産休暇の改称」です。「妻出産休暇」を改称し、

「パートナー出産休暇」とし、ダイバーシティを推進します。

最後に、「試用期間の見直し」です。前歴やスキルによっては試用期間を通常より短縮し、採用競争力の強化につなげたいと思います。

本件が決定されれば、法令に基づき、改正する就業規則については労働基準監督署等に届け出ます。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 令和3年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて (経営企画局)

「日本放送協会令和3年度業務報告書」の構成および今後のスケジュールについて報告します。

NHKの業務報告書は、放送法第72条に基づき、毎年度の事業の実施結果について取りまとめるもので、NHKの業務について対外的に報告する唯一の公式文書です。業務報告書は、放送法に規定された各業務の実施状況について、網羅的かつ客観的に、NHKの主観的な評価を加えることなく記載すべきものとして編集しています。NHKは業務報告書を、事業年度経過後3か月以内、つまり6月末までに、監査委員会の意見書を添えて、総務大臣に提出しなければならないことになっています。提出後は、総務大臣の意見が付されたうえで、内閣を經由して国会に報告されることになっています。

令和3年度業務報告書の特記事項を説明します。

特記事項は、中期経営計画に基づいて業務を執行し、ジャンル管理による放送・サービスの価値最大化、地域情報の発信強化、営業経費の削減、設備投資の見直し、人事制度改革、グループ経営改革などに取り組んだこと、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染防止対策を徹底したうえで、放送やインターネット、営業活動、イベントを始めとする視聴者対応などの業務を実施したこと、東京オリンピック・パラリンピックやウクライナ情勢について、視聴者に必要な情報をお届けしたことなどです。これらについては、事業の概況を記載した報告書の第1

章に特記するとともに、各業務の実施状況を記載した第2章以降に詳しく記載しています。

業務報告書の構成を説明します。

業務報告書に記載する事項は、放送法施行規則第30条に定められており、例年、その規定に沿った章立てで作成しています。

「第1章 事業の概況」、「第2章 放送番組の概況」、「第3章 放送番組に関する世論調査及び研究」、「第4章 営業及び受信関係業務の概況」、「第5章 視聴者関係業務の概況」、「第6章 放送設備の建設改修及び運用の概況」、「第7章 放送技術の研究」、「第8章 業務組織の概要及び職員の状況」、「第9章 内部統制に関する体制等及びその運用状況」、「第10章 財政の状況」、「第11章 子会社等の概要」および「第12章 その他」を記述し、「資料編」として52点の資料を添付する予定です。

今後は、次回の理事会で内容を審議していただき、了承されれば6月28日開催の第1403回経営委員会に提出する予定です。経営委員会の議決が得られた後に、監査委員会の意見書を添えて、財務諸表とともに総務大臣に提出し、公表します。

以上の内容は、本日開催の第1402回経営委員会に報告します。

(2) 「第26回参議院議員通常選挙」に伴う政見・経歴放送の編成計画および実施体制について

(メディア戦略本部)

第26回参議院議員通常選挙は、6月22日(水)に公示され、7月10日(日)に投票が行われる想定です。選挙に伴う、政見・経歴放送の編成計画および実施体制について報告します。

政見・経歴放送の編成計画については、最終的には、6月22日(水)の公示日まで、立候補者が確定しませんので、編成枠が変更になる可能性があります。編成する期間については、原則として、総合テレビとラジオ第1で、6月27日(月)から7月7日(木)の平日に編成します。7月8日(金)は、緊急報道等で政見・経歴放送を中断した際などに措置をするための予備日です。

放送回数については、公職選挙法などの規定により、比例代表政党政見放送は、名簿届出政党等の1回の放送単位は17分以内とし、名簿登載者の数に応じて、テレビでは2～8回のいずれかの偶数回、ラジオでは1～4回のいずれかの回数で放送します。選挙区政見放送は、候補者1人について1回の放送単位を5分30秒以内とし、回数は全国一律にテレビ・ラジオとも2回ずつとします。また、経歴放送は、候補者1人につき1回30秒以内とし、テレビによる経歴放送は、テレビ政見放送の冒頭に行う分のほか、経歴単独の放送を1回、ラジオによる経歴放送は、ラジオ政見放送の冒頭に行う分も回数として通算し、おおむね5回実施します。

具体的な編成時間帯については次のとおりです。比例代表政党政権放送は、全国放送で実施し、総合テレビでは、月～金曜日の午前9時05分～10時と午後11時～11時55分に、ラジオ第1では、月～金曜日の午後1時05分～2時に編成します。選挙区政見・経歴放送は、各放送局単位で、原則として、総合テレビでは、月～金曜日の午前7時30分～7時56分と午後6時25分～6時51分に、ラジオ第1では、月～金曜日の午前7時25分～7時51分と午後0時30分～0時56分に編成します。経歴の単独の放送は、総合テレビでは、月～金曜日の午前11時50分～11時54分に、ラジオ第1では、月～金曜日の午前11時50分～11時55分と午後6時50分～6時55分に編成します。ただし、東京・大阪・名古屋の大電力放送区域の都府県は、選挙区政見・経歴放送や経歴単独の放送を、これらの時間帯以外にも編成します。

最後に、政見・経歴放送の実施体制については、メディア総局長を本部長とし、メディア編成センター、展開センター、放送技術局、技術局を中心に、その他の部局の応援も得ながら実施していきます。

(3) 放送番組審議会議事録（資料）

（メディア編成センター・国際放送局）

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会（関東甲信越、近畿、中部、中

国、九州沖縄、東北、北海道、四国)の2022年4月開催分の議事録
についての報告。

3 審議事項

(5) 第1402回経営委員会付議事項について (経営企画局)

本日開催の第1402回経営委員会の付議事項について、審議をお願い
します。

付議事項は、審議事項として、「インターネット活用業務実施基準の
変更について」です。また、報告事項として、「令和3年度業務報告書
の構成および今後のスケジュールについて」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2022年 6月28日

会 長 前 田 晃 伸